

児発第 299 号通知②

～前文と原則～

1. 前文「保育所運営費の経理等について」

この通知は厚生省児童家庭局長が各都道府県知事等に対して発した通知です。厚生省が知事等に対してこの通知に保育所の指導にあたるようにという立場で書かれたものです。この通知が保育所向けに書かれたものではないということを頭に入れておく必要があります。

前文の中で大切なことは後段部分の 2 点です。

- ① 「運営費等の弾力運用は、適切な施設運営が確保されていることを前提として認められるものである。」つまり本文に出てくる例外的使途範囲の経費に充てるための条件を満たすということは適切な施設運営が行われているということになります。
- ② 「保育所においては適切な保育を実施すること」

2. 「1 運営費の使途範囲 (1)」原則

- ① この手の文章は () 書きが文章を読みにくくします。() 書きを抜いてみます。

「保育所運営費のうち」

「人件費は、保育所に属する職員の給与、賃金等保育所運営における職員の処遇に必要な一切の経費に支出されるものであり、」

「管理費は、物件費・旅費等保育所の運営に必要な経費に支出されるものであり、」

「事業費は、保育所入所児童の処遇に直接必要な一切の経費に支出されるものであること。」

運営費として受領したものは原則として 3 種類の経費に支出されることとなります。

種類	内容
人件費	保育所運営における職員の処遇に必要な一切の経費 例 給与、賃金 等
管理費	保育所運営に必要な経費 例 物件費、旅費 等
事業費	保育所入所児童の処遇に直接必要な一切の経費

- ② 飛ばした () 書きは「保育所運営費」についての説明です。

ここでいう保育所運営費は「交付要綱」に規定する運営費をいいます。

しかしこの () 書きの中では「以下単に「運営費」という。」だけを抑えておけば以下の例外的使途範囲を読み進める上で充分です。

保育所運営費＝交付要綱に規定する運営費＝本文中では単に運営費という

詳しくお知りになりたい場合にはご連絡ください。

E-mail : h-murata@yamadasougou.co.jp

電話 03-3694-6091

医療事業部：村田知生